

学位論文題名

ドイツ福祉国家の変容と成人継続教育

学位論文内容の要旨

本論文の課題は、ドイツ福祉国家の構造的変動下における成人・継続教育の制度や政策の新たな展開を理論的、かつ実証的に検討することをとおして、その機能や性格を明らかにすることにある。

ドイツの教育理論研究は、日本の教育制度の確立期における影響の大きさもあって、日本における教育学研究において極めて大きな位置を占めつづけてきた。現在、その地位をアメリカに譲り渡した感があるとはいえ、ドイツ教育理論の紹介と検討は依然として重要な課題である。しかし、第1に、従来の諸研究は学校教育、とくに中等教育をめぐる制度や理論の研究に中心がおかれてきた。職業教育をとりあげる場合にも、二元体系における教育訓練がおもにとりあげられてきた。これに対して、成人教育・継続教育に関する研究は立ち遅れている。第2に、成人教育研究についても、戦前期のドイツ民衆教育運動を取り上げた歴史的研究やドイツ成人教育方法論の研究にとどまり、実証的な研究の蓄積はほとんどみられない。生涯学習政策が国際的にも中心的課題になりつつある今日、あらためてドイツの成人継続教育の現実を理論的、実証的に検討することは教育研究として重要な課題である。

こうした研究状況のなかで、本研究の方法上の第1の特徴は、現代ドイツの成人教育・継続教育の実態を質的社会調査の手法を駆使して明らかにしようとするところにある。事例として、人類史的な出来事である社会主義国家の解体と資本主義的再編としてとらえられるドイツ統一過程、そして継続高等教育機関を取り上げ、その受講生調査をとおして、失業から職業的包摂の過程において成人・継続教育がどのような役割を果たしているのか、その意義と限界を実証的に明らかにしようとしている。

第2に、ドイツ福祉国家の発展と危機のなかで展開される成人教育・継続教育政策の機能を究明することを試みている。教育政策は、国家介入の戦略としてとらえられるが、その性格は福祉国家の基本原理解たる補完原理をめぐる理解の違いに大きく規定されるからである。本研究では、成人継続教育を福祉国家の危機のなかでとられる社会秩序政策の一環としてとらえている。

全体は、大きく三部から構成されている。以下、本論文の構成と要旨を紹介しよう。

第一部は、成人継続教育を社会学的視角から、別の言葉で言えば、教育を広義の社会政策として解明する視角を明らかにする。日本の生涯学習政策がそうであるように、教育政策はもはや教育としてのみ、ましてや学校教育としてだけでは理解できない。経済政策や労働市場政策、社会秩序政策といった多様な領域と関連しつつ展開されている。本部では、とくに社会秩序政策、労働市場政策との関連で教育現象をとらえる見方を提示する。

第1章は、社会秩序政策として成人・継続教育をとらえる視点から戦後の政策の展開とその原理について検討をくわえている。自由主義は国家の役割を極めて限定的に理解し、個人の自立と責任を強調する。社会民主主義も、こうした補完性原理にたちつつも同時に社

会的連帯とその国家による制度化をとおしたサービスの提供を求める。社会秩序政策としての成人・継続教育政策の位置づけにこうした変化があることを指摘する。

第2章では、グローバリズムのもとですすみつつある福祉国家＝「労働社会」の解体と、その彼方にある社会、ポスト福祉国家における継続教育を含む社会的権利の再構成を展望している。生涯学習政策は、賃労働を基盤とした労働社会の編成を、非正規労働の広がりによる個別化と脱標準化された労働を市民的労働によって新たな性格へと組みかえる未完のプロジェクトとの関連のなかで展開される。

第3章は、こうした動向を背景に、国際的な協調のなかで進められている成人・継続教育政策の新たな展開を考察する。福祉国家体制は有力な社会的パートナーたちによる「対立」と「妥協」あるいは「協調」をとおして諸政策はつくられ、そして実施されることとなる。1980年代末に、まさにこうしたアリーナのの一つとして形成された「継続教育協調行動」の未公開議事録の検討をとおして、成人・継続教育政策の形成過程を明らかにする。

第二部は、社会主義から資本主義への体制的転換という人類史的転換における継続教育政策の対応と、その機能をとらえあげる。具体的には、現実に存在した社会主義体制下の継続教育制度と機能の把握をふまえ、体制転換の過程のなかで、この継続教育制度がいかに再編され、また、社会階級・階層の再構造化の過程においてどのような役割を果たしたのかを実証的に明らかにする。チューリンゲン州ワイマール市における継続教育機関の社会学的調査によるデータを使った分析を試みる。

第4章では、社会主義体制下の学校教育制度や継続教育制度の史的展開について概観するとともに、社会主義体制下の階級・階層構造と継続教育との関連について、継続教育による資格付与と女性に焦点をあて分析する。社会主義体制下の継続教育が、社会的平等をいかにすすめ、にもかからわずどのような限界があったのかを明らかにしている。

第5章では、青年層の失業および価値の変容とも関連する学校教育制度の変革、二元システムにおける養成訓練市場に起こりつつある変容の実態をとらえるとともに、失業者にたいする労働市場政策として展開される職業継続教育が、どのような機関によって担われているのか、旧東ドイツ地区の継続教育の構造的変容の実態を明らかにする。

つづく第6章では、社会変革にともなう経済解体、失業問題を統計的に把握するとともに、職業継続教育受講生調査をとおして社会主義体制下の職業移動と資格・職業継続教育との関連、労働者の失業・再雇用過程における職業移動と継続教育との関連、生活問題や不適応問題等の実態の一断面を把握している。

第三部の「継続高等教育政策と成人」は、日本における生涯学習政策のなかでも重要な領域となっている高等教育機関に対する社会人学生のアクセスの問題を扱っている。リカレント教育をめぐる問題である。ここでは継続高等教育政策の歴史的展開を素描するとともに、ドイツ福祉国家を支える社会的パートナーである経済団体、労働組合、学術団体の「対立」と「協調」をとおして形成される継続高等教育政策と、この施策の実態を一つの大学継続教育センターを事例に明らかにしている。

第7章では、ドイツの戦後の継続高等教育政策の史的展開を素描するとともに、「第3の領域」(高等教育セクター)と「第4の領域」(継続教育セクター)の狭間に、いかなる過程を経て、どのような形態で制度化されたのかを明らかにする。

第8章で、福祉国家の社会的パートナーといわれる諸集団が、この政策に対してどのようなスタンスをとっているのか、そこにどのような対立が存在するのか、にもかかわらず、いかなる基盤あるいは認識空間のなかで「協調」が形成されるのかをみている。

第9章では、継続高等教育政策の具体的展開を考察する。事例として、ニーダーザ

クセン州の新大学であるオルデンブルク大学継続高等教育センターの受講生・講師に関するデータを使っている。

本研究は、現代ドイツの成人継続教育研究に関する実証的研究としては唯一の成果である。社会主義から資本主義への体制転換という人類史的な転換のなかで、成人継続教育機関がどのような役割を果たしてきたのか。その意義と限界を明らかにしてきた。社会主義体制下の継続教育は、階級・階層的な平等を実現する手段として重要な役割が期待されてきた。しかしながら、やがて1980年代にはいるやインテリゲンチヤーの階層的再生産を実現する機能を顕在化させるようになる。女性に焦点をあてて見ても、継続教育が、資格付与をとおして女性の労働参加と平等に大きな貢献をしてきたことは強調されてよい。しかし、それもジェンダーによる分断を前提にした職務配分であったこと、女性と社会的弱者の排除を廃棄するものではなかった。そのことは第三部の継続高等教育の分析でも指摘しうる。1970年代には労働者の高等教育へのアクセスをはかる機能をはたしながらも、やがて、1980年代には「高等教育修了者」に対する再教育の機関としての性格を強める。

分権化された、多元的な社会を展望するとき、継続高等教育による「すべての人への高等教育の開放」という機会均等の実現は不可欠な前提をなす。継続高等教育は、こうした役割を期待されている。しかし、ここで確認してきたように、成人継続教育に可能性をみるだけではなく、その現実的機能を冷徹に評価・批判することを疎かにしてはならない。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 鈴 木 敏 正
副 査 教 授 町 井 輝 久
副 査 教 授 姉 崎 洋 一
副 査 教 授 小 内 透

学 位 論 文 題 名

ドイツ福祉国家の変容と成人継続教育

本論文は、ドイツ福祉国家の構造的変動期における成人継続教育の制度や政策の新たな展開を理論的かつ実証的に検討することをとおして、その機能や性格を明らかにすることを課題としている。

ドイツの教育訓練についてはデュアルシステムやマイスター制度で知られているが、継続教育についての研究は立ち後れており、とくに実証的な研究の蓄積はほとんどみられない。他方で、民衆教育運動の歴史や成人教育方法論の研究もみられるが、現代ドイツ成人継続教育の実態にせまるものではない。この欠落を埋めようとしているのが本論文であり、とりわけ、統一ドイツ後の動向を理解する上で不可欠な旧東ドイツにおける実態調査をふまえた分析、西ドイツ時代からの継続教育政策についての未公開議事録資料などを駆使した実証研究は、従来にない研究成果として注目される。

論文は、第Ⅰ部「ドイツ福祉国家と継続教育政策」、第Ⅱ部「ドイツ統一と職業継続教育」、第Ⅲ部「継続高等教育政策と成人」の3部からなる。

本論文の理論的枠組みにおける最大の特徴は、旧来の教育訓練制度研究を越えて、労働市場政策・社会政策との関連で継続教育を理解しているところにある。すなわち、成人継続教育を技術・資格の高度化やグローバル化への対応として理解する機能主義的研究に対して、福祉国家の危機と再編のプロセスにおける国家介入戦略の転換、つまり競争的秩序維持のための「社会秩序政策としての継続教育」と把握していることである。

そのことを論証するために第Ⅰ部では、戦後ドイツ社会政策の成立・展開過程をたどり、それを支えたキリスト教民主党・同盟による「新自由主義」と社会民主党による「新社会主義」の相互規定関係を明らかにし、福祉国家編製の基底的原理として「連帯性原理」と「補完性原理」を抽出している。そして、

1980年代以降の福祉国家の政策変容は、再解釈された「補完性原理」にもとづいて競争的秩序を維持しようとするものであり、そこに「社会的秩序維持政策としての継続教育」が重要な位置づけをもって展開するとしている。そして、その後のグローバリゼーションの中で、業績主義を内在化させた資格・職業能力の高度化政策が展開され、継続高等教育が中心的課題となってきたこと、それらから排除された人々への社会的包摂政策の対象領域として代替的な労働分野が現段階的焦点となってきていることを指摘している。

以上をふまえて第Ⅱ部では、旧東ドイツおよび統一ドイツ体制における継続教育の制度と現実、とくに失業者の増大の中で展開された職業教育の現実的機能を、質的調査方法を駆使して明らかにしている。とくに継続教育受講者に関する資料分析、中でも社会的に排除されがちな女性を対象にしたライフコース分析をしていることが注目される。それらを通して、継続教育が失業者に対する雇用の機会を保障することができていないことや、資格社会ドイツにおいて無資格労働が一般化していることなど、社会的秩序政策がかかえている矛盾を明らかにしたことは重要な研究成果であると言える。

第Ⅲ部は、90年代以降の継続教育の焦点となっている継続高等教育の性格を明らかにするために、戦後西ドイツにおける政策と法制度の展開過程を整理をした上で、福祉国家再編段階における高等教育の大衆化と卓越性をめぐる対立と、政・労・使・学のコーポラティズムとして展開する「協調行動」の内実を、政策成立過程における作業部会議事録にまで遡って検討している。そして、統計的分析と事例研究により、継続高等教育が、70年代には労働者の高等教育機関へのアクセス機会という実態があったが、80年代以降は高等教育修了者に対する第2ないし第3の挑戦機会に変質してきていること、その結果、労働者とくに社会的不利益者が継続高等教育から実質的に排除されてきていることを実証的に明らかにした。こうして高等教育のユニバーサル化＝さらなる高度化が進む90年代以降、労働力需給調整のみならず、社会的秩序維持政策としてのドイツ継続高等教育の妥当性が問われているとしている。

全体として、大きな理論的枠組みに対して実証分析の対象が限定されていることもあり、十分に証拠づけられていない部分もあるが、以上で述べたような研究成果は、関連学界に新たな知見を加えると同時に、現在先進諸国が直面している政策的課題の理解に対して重要な情報を提供するものとして評価できる。

よって著者は、北海道大学博士（教育学）の学位を授与される資格があるものと認める。